

第1回久留米市城島保健福祉センター指定管理者候補者選定委員会 会議録

日 時：令和6年5月30日（木） 13時30分～14時40分

場 所：久留米市保健所会議室

出席委員：右田委員、矢野委員、堤委員、宮崎委員、森委員、和田委員

欠席委員：なし

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 選定委員会の運営等について

【事務局】

- (1) 選定委員会審議事項
- (2) 選定委員会運営要領
- (3) 選定委員会にかかる情報公開の取扱い基準
- (4) 選定委員会審議スケジュール

5 委員長および副委員長の選出

- ・久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長を堤隆一委員、副委員長を右田孝志委員に決定。
- ・久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第9条第2項により、委員長を議長に選出。

6 議題

(1) 募集要項（案）について

【事務局】募集要項(案)について説明

【委 員】トレーニング機器「同等程度の機器を調達すること」について、現指定管理者のリースもあるとのことだが、機器等もすべて入れ替わるということか。

【事務局】現在のトレーニング機器は、市備品とリース品が混在しています。指定管理者が変更となる場合、リース品がすべて入れ替わる可能性もあります。

【委 員】リース資産の契約者（所有者）は指定管理者という理解でよいか。

【事務局】契約者は指定管理者です。

【委 員】多くがリースということは、機器については指定管理者に一任するということか。

【事務局】トレーニング室は、健康づくり等の施設の目的から逸脱しない範囲で、導入する

機器の提案が可能と考えます。極端に台数が減る、極端に強度の強い機器ばかりになるなどは、中高年齢層の利用者が多い本施設には、そぐわないと考えます。指定管理者の工夫を促す面もあり、このような表現をしています。

【委員】トレーニング室などの設備は、市民の健康増進、最終的には介護予防などの目標、目的があると思うが、この施設の効果が分かるものはあるか。

【事務局】この施設だけのデータは持ち合わせていません。国の研究などで運動することの健康への効果は、一定程度認められている部分もあると理解しております。

【委員】例えば、年に1回アンケートを取るようなことはないのか。

【事務局】利用者アンケートで満足度などは聞いていますが、健康状態の変容などは聞いていません。施設利用における効果は、アンケートの取り方の工夫の余地もあると思われるので、今後検討したいと思います。

【委員】備品については、10年以上経つ施設なので、備品の故障などもあると思うが、それも修繕費用の中で行うという理解でいいのか。

【事務局】機器の修繕も含めて、指定管理者の修繕料で行っています。

【委員】修繕が不可能な、高額な備品の更新についてはどう考えるのか。

【事務局】その物品の必要性や利用頻度などを、その都度、市と指定管理者で協議することを想定しています。協議の結果、リース対応や廃棄なども想定されると考えます。

【委員】修繕の150万円は、累計が150万円を超えるという理解でいいか。

【事務局】お見込のとおりです。

【委員】アンケートについては、仕様書の中には書いてあるのか。

【事務局】仕様書「10 モニタリング等に関する事項」に「利用者アンケート等による満足度調査」とは記載していますが、アンケートの詳細は示していません。

《※各委員の了承をもって、承認》

(2) 審査について

【事務局】①選定要領(案)、②審査基準(案)について説明。

【委員】総獲得点数が、同点だった場合、どうなるのか。

【事務局】次回選定委員会までに確認します。

【委員】過去に「候補者なし」になったことはあるのか。

【事務局】本施設ではありませんが、他施設では候補者なしとなったところがあります。

【委員】様式集、第3号様式4②の組織体制・配置計画のところなどは、「図解してください」とあるが、スペースが足りない。組織体制と配置計画は別の行にした方がよいと思う。

【事務局】様式は枠の大きさは応募者の記載ボリュームにあわせて調整していただいてもかまいません。表についても一例であって、この大きさのとおりにする必要はないと考えます。

【委員】②評価基準(案)の審査基準(案)と審査基準配点表(案)の文言が違うので統

一するべきでは。

【事務局】 審査しやすい文言に修正します。

【委員】 配点する上で、基準や統一のものはあるか。

【事務局】 項目への記載がない場合は「評価不可」となると考えますが、それぞれの項目の基準で統一的なものは難しいと思われます。

【委員】 レジメ 6 ページの書類審査の「審査不能」と、「評価不可」は別のものか。

【事務局】 書類審査の「審査不能」は応募資格の有無や、提出書類の不足・不備のことです。

【委員】 評価不可が複数あるから落ちるというのではないのか。

【事務局】 最低基準を満たしていれば、評価不可の項目があっても候補者となることは想定されます。

【委員】 書類と面接で判断するのか。

【事務局】 応募団体からの提出書類は委員の皆様に、会議にあわせて事前にお渡しします。
応募書類の内容とプレゼンテーションの内容から、採点いただきます。

【委員】 審査の採点するタイミングを教えてください。

【事務局】 採点は、第 3 回選定委員会のプレゼンテーション審査の際に行います。

【委員】 審査基準配点表（案）の「様式番号参照箇所」の 4、4-2 は何を指すのか。

【事務局】 様式集の第 3 号様式、第 4 号様式のことです。

【委員】 当施設は、ピークのときには利用者 10 万人ぐらいで、コロナの影響で昨年度でも 6 万人程度で、7 割程度しか回復していない。利用率を上げるような取り組みを評価するとしたら、項目はどこになるか。

【事務局】 企画事業や自主事業、収支状況の改善の項目が想定されます。

《※各委員の了承をもって、承認》

7 その他

【事務局】 第 2 回会議は 9 月中旬、第 3 回会議は 10 月上旬の開催予定。

8 閉会